

R. 7

28044

様式 11-1

事 業 報 告 書
(自 平成 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人 神戸健康共和会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☒ 特定医療法人☐ 出資額限度法人 ☐ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町 2 丁目 19-3 (主たる事務所)

兵庫県神戸市中央区八雲通 6 丁目 2-14 (従たる事務所)

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載する

(3) 設立認可年月日 平成 43 年 4 月 11 日

(4) 設立登記年月日 平成 43 年 4 月 11 日

(5) 役員及び評議員 〆〆和

※ 別紙参照

- 注) 1. 社会医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 7 条第 1 項参照)
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 9 条の 4 参照)

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院	東神戸病院 28/0/02-554	神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 24-13	一般病床 121 床 療養病床 33 床 [医療保険 33 床] [介護保険 0 床]
(28/5/02468) 診療所	東神戸診療所	神戸市中央区八雲通 6 丁目 2-14	無床診療所
(28/5/02383) 診療所	生田診療所	神戸市中央区下山手通 9 丁目 1-3	無床診療所
(28/5/17459) 診療所	柳筋診療所	神戸市中央区旗塚通 5 丁目 1-25	無床診療所
介護医療院	東神戸病院 介護医療院	神戸市東灘区住吉本町 1 丁目 24-13	12 床

- 注) 1. 地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。
4. 介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション あじさい	神戸市東灘区住吉本町2丁目19-3	
訪問看護ステーション こすもす	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	
訪問看護ステーション なでしこ	神戸市北区鈴蘭台東町1丁目9-15	
居宅介護支援事業所 ケアプランセンター わかば	神戸市中央区旗塚通5丁目1-25	休止
居宅介護支援事業所 ケアプランセンター 東神戸	神戸市東灘区住吉本町2丁目19-1	
小規模多機能 いろどりの家 大池	神戸市北区西大池2丁目7-31	
通所介護事業所 ケアセンター ふれあい	神戸市東灘区住吉本町2丁目20-15	
通所介護事業所 デイサービス やなしん	神戸市中中央区旗塚通5丁目1-25	
サービス付高齢者住宅 ケアホーム布引	神戸市中中央区旗塚通5丁目1-25	

注) 地方公共団体から委を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人が行うことができる業務）

※ な し

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月28日

2024年度決算の決定
2024年度会計監査報告の承認
社員入退社の決定
役員選出の決定

令和8年3月28日

2026年度の事業計画と収支予算の決定
2026年度の設備投資計画と借入金最高限度額の決定
2026年度役員報酬最高限度額の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

※ な し

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

※ な し

- 注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

※ な し

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

※ な し

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) そ の 他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は廃止等を記載する。(任意)

施 設 名	物 件 名	
東神戸病院	軽油貯蔵庫および内装工事	空調機器/南2階
	通用口改修工事/南館	空調機器/乳腺撮影室
	超音波画像診断装置	収納棚工事
	薬剤システム	オンライン資格確認システム
東神戸診療所	骨密度測定装置用管球	電子カルテ用PC
訪看あじさい	事務所改修工事	移転内装工事
訪看なでしこ	空調機器	
ケアプラン東神戸	移転内装工事	
ケアセンターふれあい	空調システム	
デイやなしん	浴槽用昇降機	
本部事務局	組合員管理システム	互助組合会館改修工事
その他	一括償却資産	
リース資産	MRI装置	電子カルテ
	送迎用車両 1台	訪問用原付バイク 8台

1-(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
1	理 事 長 藤末 衛	柳筋診療所 所長
2	副 理 事 長 滝本 和雄	東神戸病院 医師
3	副 理 事 長 遠山 治彦	東神戸病院 院長
4	副 理 事 長 辛 學慶	定款の定めによる
5	専 務 理 事 前田 竜成	法人事務局
6	常 務 理 事 郷地 秀夫	東神戸診療所 所長
7	常 務 理 事 藤堂 圭次	法人事務局 総務部長
8	理 事 武村 義人	生田診療所 所長
9	理 事 長岡 利恵子	法人事務局 看護部長
10	理 事 村上 未央	いろどりの家・大池 所長
11	理 事 山本 智文	東神戸病院 事務長
12	理 事 相野 早紀	法人事務局 組織部次長
13	理 事 内村 ひとみ	東神戸病院 総看護師長
14	理 事 三木 美恵子	定款の定めによる
15	理 事 宮野 孝子	定款の定めによる
16	理 事 渡部 明	定款の定めによる
17	理 事 青木 公一	定款の定めによる
18	理 事 北山 稔	定款の定めによる
19	理 事 漁島 國弘	定款の定めによる
20	理 事 金 炳潤	定款の定めによる
21	理 事 金 永治	定款の定めによる
22	理 事 徐 昌教	定款の定めによる
23	理 事 孫 数雄	定款の定めによる
24	理 事 藤原 精吾	定款の定めによる
25	理 事 李 章二	定款の定めによる
26	理 事 林 栄一	定款の定めによる
27	理 事 辛 龍文	定款の定めによる
28	理 事 黄 成鎬	定款の定めによる
29	監 事 岡本 毅一	定款の定めによる
30	監 事 黄 聖銖	定款の定めによる
31	監 事 小西 さくら	定款の定めによる
32	監 事 吳 幸哲	定款の定めによる
1	評 議 員 秋本 廣子	定款の定めによる
2	評 議 員 味口 俊之	定款の定めによる
3	評 議 員 石井 園子	定款の定めによる
4	評 議 員 石黒 友季子	定款の定めによる
5	評 議 員 岡本 暁良	定款の定めによる
6	評 議 員 沖本 章子	定款の定めによる
7	評 議 員 加藤 加代子	定款の定めによる
8	評 議 員 門脇 操	定款の定めによる
9	評 議 員 韓 東根	定款の定めによる
10	評 議 員 岸田 澄子	定款の定めによる
11	評 議 員 岸本 貴士	定款の定めによる
12	評 議 員 北嶋 壽一	定款の定めによる
13	評 議 員 金 幸淑	定款の定めによる
14	評 議 員 金 栄亜	定款の定めによる
15	評 議 員 金 美花	定款の定めによる

		氏 名	備 考
16	評 議 員	久保 正恵	定款の定めによる
17	評 議 員	倉谷 博	定款の定めによる
18	評 議 員	小林 アオイ	定款の定めによる
19	評 議 員	清水 則夫	定款の定めによる
20	評 議 員	徐 洋	定款の定めによる
21	評 議 員	園田 奈津子	定款の定めによる
22	評 議 員	孫 噎順	定款の定めによる
23	評 議 員	高西 裕子	定款の定めによる
24	評 議 員	田嶋 俊三	定款の定めによる
25	評 議 員	千葉 敬子	定款の定めによる
26	評 議 員	張 玉仙	定款の定めによる
27	評 議 員	津川 知久	定款の定めによる
28	評 議 員	唐仁原 美穂	定款の定めによる
29	評 議 員	中束田 浩二	定款の定めによる
30	評 議 員	中農 和子	定款の定めによる
31	評 議 員	成山 昌子	定款の定めによる
32	評 議 員	西 理	定款の定めによる
33	評 議 員	任 良年	定款の定めによる
34	評 議 員	朴 成粉	定款の定めによる
35	評 議 員	白 哲宇	定款の定めによる
36	評 議 員	橋本 銀河	定款の定めによる
37	評 議 員	長谷川 歩	定款の定めによる
38	評 議 員	羽瀨 茂治	定款の定めによる
39	評 議 員	兵頭 和子	定款の定めによる
40	評 議 員	廣瀬 久美子	定款の定めによる
41	評 議 員	藤原 久美子	定款の定めによる
42	評 議 員	朴 賢一	定款の定めによる
43	評 議 員	朴 武志	定款の定めによる
44	評 議 員	朴 政子	定款の定めによる
45	評 議 員	前田 安枝	定款の定めによる
46	評 議 員	松井 幸子	定款の定めによる
47	評 議 員	松浦 勝	定款の定めによる
48	評 議 員	松永 俊一	定款の定めによる
49	評 議 員	松本 則子	定款の定めによる
50	評 議 員	ミチコ プラトリィ	定款の定めによる
51	評 議 員	峯口 シズ子	定款の定めによる
52	評 議 員	宮本 琴子	定款の定めによる
53	評 議 員	横川 明彦	定款の定めによる
54	評 議 員	横田 歩	定款の定めによる
55	評 議 員	吉川 知子	定款の定めによる
56	評 議 員	李 征兵	定款の定めによる
57	評 議 員	李 東慶	定款の定めによる
58	評 議 員	李 康樹	定款の定めによる
59	評 議 員	渡部 昌武	定款の定めによる

注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

注) 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)

注) 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

様式11-2

法人名 医療法人 神戸健康共和会
所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	3,793,757 千円
2. 負 債 額	3,353,169 千円
3. 純 資 産 額	440,589 千円

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		1,414,235
B 固 定 資 産		2,379,523
C 資 産 合 計 (A + B)		3,793,757
D 負 債 合 計		3,353,169
E 純 資 産 (C - D)		440,589

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。
千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。	
土 地	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☐ 賃借 ☒ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 神戸健康共和会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

貸 借 対 照 表

（令和 8年 3月 31日現在）

（単位：千円）

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	1,414,235	I 流 動 負 債	377,354
現金及び預金	775,908	支払手形	0
事業未収金	571,040	買掛金	24,644
有価証券	0	短期借入金	32,000
たな卸資産	27,406	未払金	60,665
前渡金	0	未払費用	181,512
前払費用	12,343	未払法人税等	172
繰延税金資産	0	未払消費税等	0
その他の流動資産	27,539	繰延税金負債	0
II 固 定 資 産	2,379,523	前受金	0
1 有形固定資産	2,065,520	預り金	41,850
建物	506,575	前受収益	0
構築物	877	引当金	0
医療用器械備品	56,756	その他の流動負債	36,512
その他の器械備品	29,051	II 固 定 負 債	2,975,815
車両及び船舶	0	医療機関債	0
土地	1,333,823	長期借入金	443,205
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	138,439	退職給付引当金	976,671
2 無形固定資産	90,886	その他の固定負債	1,555,939
借地権	77,337	負債合計	3,353,169
ソフトウェア	10,215	純資産の部	
その他の無形固定資産	3,334	科 目	金 額
3 その他の資産	223,117	I 資本剰余金	3,436
有価証券	0	II 利益剰余金	437,153
長期貸付金	0	1 代替基金	0
保有医療機関債	0	2 その他利益剰余金	437,153
その他長期貸付金	0	役員退職金積立金	40,000
役職員等長期貸付金	17,930	繰越利益剰余金	397,153
長期前払費用	7,266	III 評価・換算差額等	0
繰延税金資産	0	その他有価証券評価差額金	0
その他の固定資産	197,921	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	3,793,757	純資産合計	440,589
		負債・純資産合計	3,793,757

（注）1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

病院及び介護老人保健施設を
運営する法人用

法人名 医療法人 神戸健康共和会

※医療法人整理番号

所在地 兵庫県神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

損 益 計 算 書

(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益	2,938,417	
2 事業費用		
(1)事業費	2,985,201	
(2)本部費	53,755	3,038,956
本来業務事業損失		△ 100,539
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益	703,167	
2 事業費用	717,510	
附帯業務事業利益		△ 14,343
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		△ 114,883
II 事業外収益		
受取利息	809	
その他の事業外収益	67,209	68,018
III 事業外費用		
支払利息	2,029	
その他の事業外費用	7,137	9,166
経常利益		△ 56,031
IV 特別利益		
固定資産売却益		
その他の特別利益	6,132	6,132
V 特別損失		
固定資産売却損		
その他の特別損失	6,878	6,878
税引前当期純利益		△ 56,777
法人税・住民税及び事業税		172
法人税等調整額		
当期純利益		△ 56,949

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

3. 千円未満の端数処理のため、金額の合計と内訳が一致しないことがある。

法人名 医療法人 神戸健康共和会
 所在地 神戸市東灘区住吉本町2丁目19番3号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注)
- 1 関係事業者ごとに記載すること。
 - 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
近親者である場合には続柄を記載する。
 - 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 - 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

会計監査書

2026年5月13日

監事 岡本毅一

監事 小西 さくら

監事 吳 幸哲

監事 黄 聖録

【I】 監査の概要

1. 私たち監事は特定医療法人神戸健康共和会監事監査規定に則り、下記の通り 2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の事業の執行ならびに会計の監査を行った。

日時：2026 年 5 月 13 日（水）10 時 00 分～12 時 00 分

場所：神戸医薬研究所 3 階会議室

立会：前田専務、藤堂部長、内村会計課員

2. 監査目的は監査規定の第一章、第 2 条に依拠し、監査報告は第三章第 15 条に基づき、「期末監査意見」としてまとめることとした。
3. 2025 年度の監事の活動は、4 回にわたって監事会議を開催し、経営および業務の執行状況について報告を受け、その推進や対策などについて助言を行った。また、理事会その他の重要な会議に出席し、必要に応じて助言や提案を行った。

【II】 監査意見

1. 事業執行に対する意見

- （1）事業の執行は、本法人の目的および諸決議と全日本民医連綱領に沿い、これを守り発展させる方向で行われていることを認めた。
- （2）昨年より改善をしているものの、予算との乖離も含めて大きな赤字額となっている。全国的にも医療機関の経営は厳しさが増しているが、3 年連続の赤字であり、この状態が続くと経営危機につながる可能性がある。早期に収支構造の転換を図り、病院リニューアル事業に耐えうる財務体質を構築されることを望む。
- （3）民医連が示す経営要対策 13 項目の指標に 5 ポイントが該当した。該当するに至った原因と改善方針を作成することを要請する。

2. 財務諸表に対する意見

本法人の 2025 年度財務諸表（損益計算書、貸借対照表、重要な会計方針の開示）および会計処理の手続きは、一般に妥当と認められている会計準則ならびに民医連統一会計基準に準拠して正しく処理されていることを認める。又、財務諸表の表示方法においても会計準則ならびに民医連統一会計基準の示す要求に基本的に準拠していることを認める。

以上